

平成 29 年度 第 2 回 浜松市総合教育会議 次第

日時：平成 29 年 9 月 12 日(火) 13:30～15:30

場所：庁 議 室

1 開会

2 市長あいさつ

3 本日の協議事項

(1) 「子どもと向き合う時間の確保」について 資料 1

ア 教員の授業準備時間を確保するためには

イ 「チーム学校」を推進するためには

ウ 意識改革を促進するためには

(2) 「コミュニティ・スクールの推進」について 資料 2

4 その他

5 閉会

(1) 協議事項「子どもと向き合う時間の確保」について

1 概要等

- 政府の教育再生実行会議では、不登校や発達障害への対応など学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、授業に特化した諸外国と比べ、教科指導、生徒指導、部活動などを一体的に指導している日本の教育現場の限界を指摘している。(別紙 1)
- 中央教育審議会(中教審)においても、新学習指導要領を実施するため、部活動などで多忙になっている教員の働き方を見直し、負担軽減策を検討するよう諮問を受けている(平成 29 年 6 月 22 日)。
- 本市においても、同様の課題を有しており、教員の事務負担軽減のため、本年 4 月から「学校事務センター」の運営を開始した一方、地域の力を学校運営に生かす仕組み「コミュニティ・スクール」をモデル校において検証している。

2 本市における教員の現状

(1) 教員の 1 日(24 時間)に占める活動の分析

各年代の小中学校教員を対象に調査を実施し、1 日に占める活動の分析を行った。(別紙 2、1 ページ)

(2) 教員の働き方からみえた考察

- 小学校教員は、食事をとりながらの給食指導、昼休みでも清掃指導や安全指導などを行い、児童が下校するまで業務に追われている。
- 中学校教員は、多くの時間が部活動指導や生徒指導に充てられており、教材研究は、自宅で行っている実態がある。
- 朝は児童生徒が登校する前に出勤する。夜は部活動等が終了後、全ての児童生徒が下校してから、授業準備やテストの採点等に専念することができる。

(3) 課題

ア 多種多様多量な業務への対応

学校での教育活動の範囲内外に関わらず、子どもに関するあらゆることで対応を求められ、教員が勤務時間内で全ての業務を処理することが、困難な状況となっている。

⇒「教員が行うべき業務の精選」「人的資源の投入」

イ 教員の持つ使命感

「子どものために」という使命感から、長時間の過密労働を引き起こしてしまう。 ⇒「意識改革」

3 他都市等における取組

(1) <静岡県教育委員会> 未来の学校「夢」プロジェクト

ア 概要

(7) 平成 28 年度から 3 年計画で「未来の学校「夢」プロジェクト」を立ち上げ、県内 4 市町教育委員会をプロジェクト推進地区(小中学校 4 校をモデル校)に指定し、教職員の多忙化解消に向け、調査研究に取り組む。

(4) 加配教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人的資源を重点的に投下し、勤務環境改善に係る各校の取組を推進する校内体制を整備する。

イ 成果

- (7) 教員の業務（採点や教室内の掲示物管理など）をサポートする校務サポーター配置の有効性
- (1) 退勤時刻に上限を設定しこれを厳格に管理することで、教職員の中に時間管理の意識が醸成された。また、教職員の時間に対する「意識の個人差」を顕在化させることができた。

ウ 課題

- (7) 外部人材が参加してくることによる、情報の共有や業務管理の点で負担が増大する。
- (1) 時間管理を徹底し、業務効率の向上につなげていくため、生み出された時間をどのように活用するか。

(2) <港区教育委員会> 学校現場における教職員の働き方の改善に向けた取組

ア 概要

平成 29 年 7 月、港区教育委員会教育長及び各学校長の連名により、保護者宛てに教員の定時退勤等について周知するための文書を通知した。

イ 目的

教員の長時間労働が課題に挙げられるなか、教育の質の向上のためにも働きやすい職場にすることで、教員が心身良好な状態にあることを目指す。

ウ 通知内容の例（学校の状況に応じたパターンを採用）

- (7) 勤務時間終了後は、原則定時退勤。遅くとも、午後 8 時には退勤
- (1) 週に 1 度は定時退勤
- (ウ) 長期休業期間は定時退勤

4 本日の協議のポイント

- 今年度、第 3 次教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の下部組織として「学校運営改善推進部会」を設置した（大学教授等の有識者、校長及び教育委員会の関係課が参画）。
- この推進部会において、教員の業務内容や労働時間、働き方に関する意識等を様々な角度から見直し、検討することで実効性のある取組を目指している。
- 国の動向、本市における現状、他都市等における取組、学校運営改善推進部会での検討などを踏まえ、顕在化した課題に対応するための視点として、以下の 3 点をポイントにした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 教員の授業準備時間を確保するためには？イ 「チーム学校」を推進するためには？ウ 意識改革を促進するためには？ |
|--|

(1) 顕在化した課題に対応するための3つの視点

ア 教員の授業準備時間を確保するためには？

教員が本来行うべき業務を精選し、「やめる」「減らす」「変える」ことで対応。多量な雑務に係る処理方法や慣例的に実施してきたこと（研修等）を縮減するなど見直しを行う。

<取組例>

A 教員アシスタント(仮称)の配置

文部科学省は、平成29年8月23日、配布物の印刷や会議の準備などの事務作業を代行する「スクール・サポート・スタッフ」を配置する方針を打ち出した。県教委の先行事例も参考に地域人材を活用したスタッフを配置する。

B 地域・行政機関等からの配布物や調査等の精選

地域や行政機関等からのチラシ類の配布依頼や、調査や照会の依頼が年間を通して多いため、内容を精選する。

C 研修体制の見直し

教育委員会が全小中学校を対象に実施している授業改善指導について、訪問時間を現在の終日から短縮したり、各学校が行っている校内研修について、会議等の回数・内容を精選する。

イ 「チーム学校」を推進するためには？

欧米諸国の教員と比べ、日本の教員は多岐にわたる生徒指導を総合的に担っているため、多忙化を招いている。教員以外の人的資源を拡充、新規投入することで、チームとしての教育活動に取り組む体制を整備する。

<取組例>

D 部活動支援員の配置

競技経験が乏しい教員の代わりに支援員が担うことで、専門性が高い技術指導が可能になる。大会引率や休養日の設定などを骨子とした国の部活動ガイドライン(平成29年度中に策定予定)の動向も踏まえ検討する。

ウ 意識改革を促進するためには？

教員ならではの使命感から、長時間の過密労働を引き起こしてしまっている実態を捉え、現在の勤務時間把握の方法を見直すなど教員自らが時間管理(タイムマネジメント)を行うことで、意識改革を促進していく。

<取組例>

E 勤務時間管理システムの導入

現在、本人の自主申告が主体となっている出勤・退勤時刻を機器により記録することで、勤務時間の実態を一元管理し、長時間勤務者には、個別の指導を行う。

(2) 課題に対応するため有効な取組例

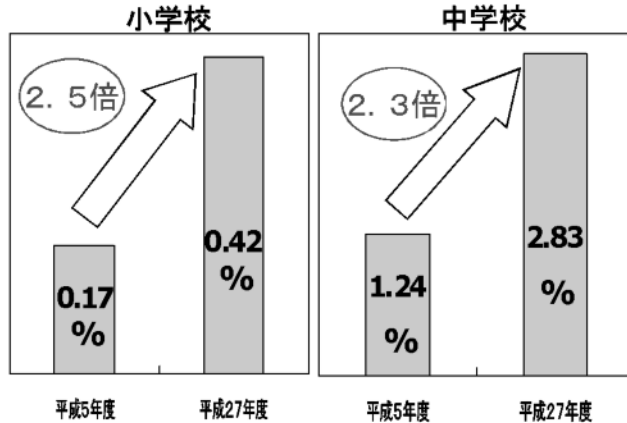
視点	取組例	解消ターゲット
ア 教員の 時間 確保	教員アシスタント(仮称)の配置... A	教員
	地域・行政機関等からの配布物や調査の精選... B	教員
	研修体制の見直し... C	教員
	保護者への時間外電話の自粛要請	教員
	教育課程の精選	全教職員
	長期休業中の閉庁日(お盆期間等)の設定	全教職員
イ チ ム 学 校 の 推 進	部活動支援員の配置... D	教員
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置増	教員
	学校事務職員の加配増(学校事務センターの充実)	教員・事務職員
	コミュニティ・スクールの推進	全教職員
ウ 意 識 改 革 等	勤務時間管理システムの導入... E	管理職
	超過勤務者への呼びかけ強化	全教員
	多忙化解消アイデアの募集	全教職員
	各校のランドデザインに多忙化解消策明記	全教職員

※1 ページ 2 (1) で示した「教員の 1 日」のうち、取組例を導入することで削減される効果については、別紙 2 の 2 ページを参照。

子供をめぐる現状と課題

○ 今日、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。

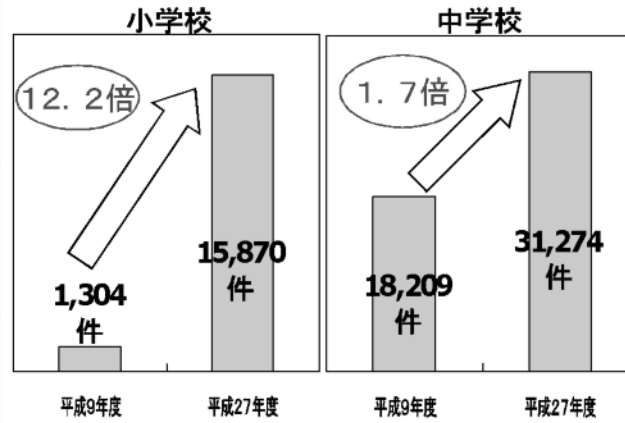
不登校児童生徒の割合



(注) ・国・公・私立学校のデータ
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

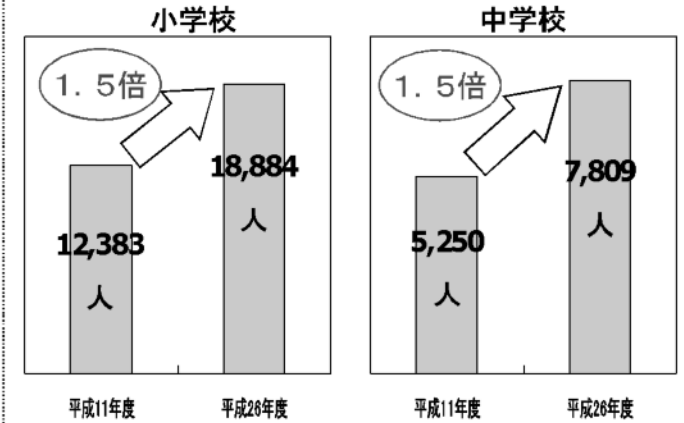
学校の管理下における暴力行為の件数



(注) ・国・公・私立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

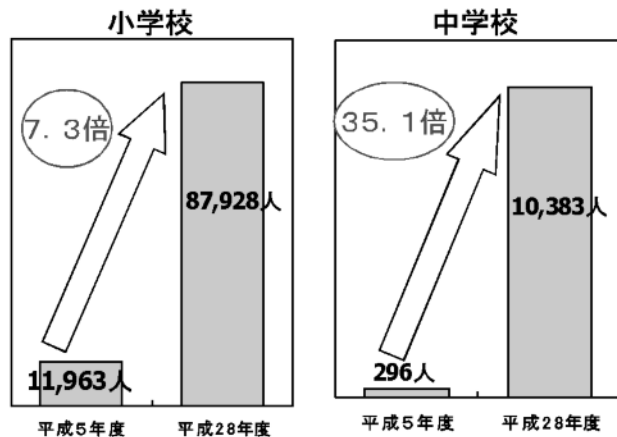
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) ・公立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数

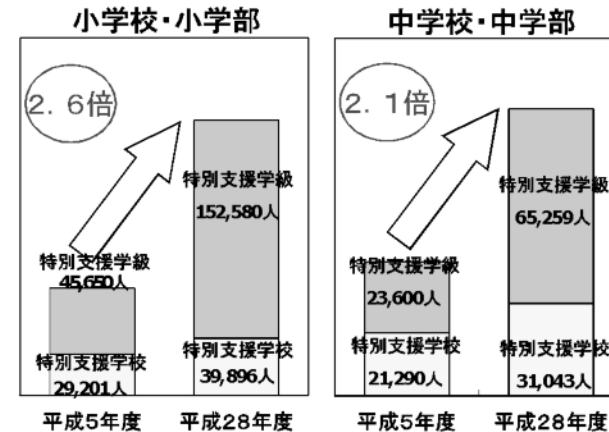


(注) ・通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

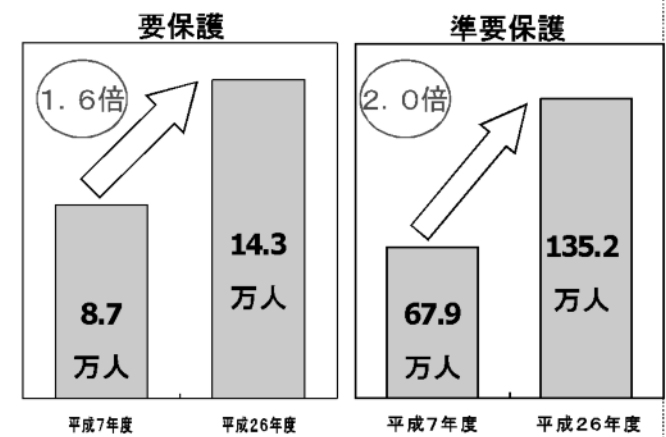
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) ・平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) ・要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省調べ

○ 日本の「学校」は、諸外国の「スクール」と在り方が大きく異なる。

- (日本の教師) ・教科指導、道徳、部活動等を通じ、知・徳・体を一体的に指導
 ・児童生徒の学校外の問題行動への対応や通学路の安全確保等についても学校が担う
- ⇕
- (諸外国の教師) ・主に授業に特化

**確かな
学力の育成**
【教科等】

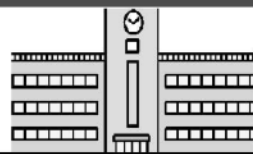
**豊かな
心の育成**
【道徳・特別活動等】

**健やかな
体の育成**
【体育・部活動等】

日本



諸外国



スクール



教会・家庭等



地域

(スポーツクラブ等)

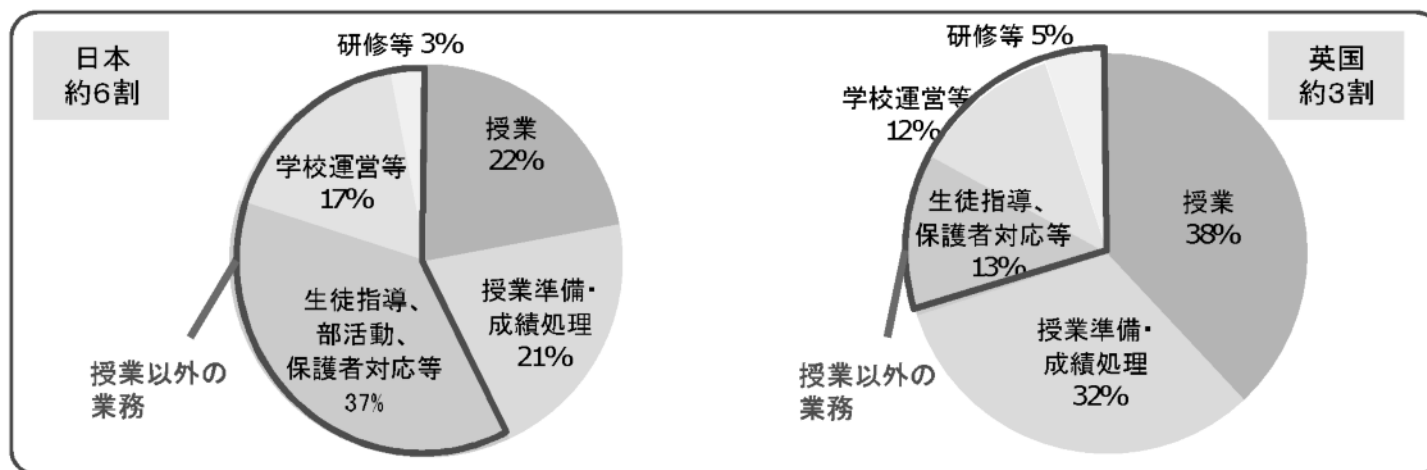
○ 英国の場合、教師の職務内容は、関係者間の合意の下で政府が定める、「教員給与及び勤務条件に関する文書」において規定。

（具体例）

- 昼食時の生徒指導は求められないこと。
- 授業準備中に他の仕事に従事することは求められないこと。
- 教師としての専門性を必要としない事務作業を行うことは求められないこと。

（英国Department of Education “School Teacher’s Pay and Conditions Document”を基に、内閣官房にて作成）

<参考：実際の授業以外の業務の割合の比較>



（出典）日本：文部科学省委託調査「教員勤務実態調査」（平成18年度）

イギリス：Department for Children, Schools and Families, “Teacher’s Workloads Diary Survey 2009”

○ 日本の教師は、学力の育成以外にも多くの役割が求められる。

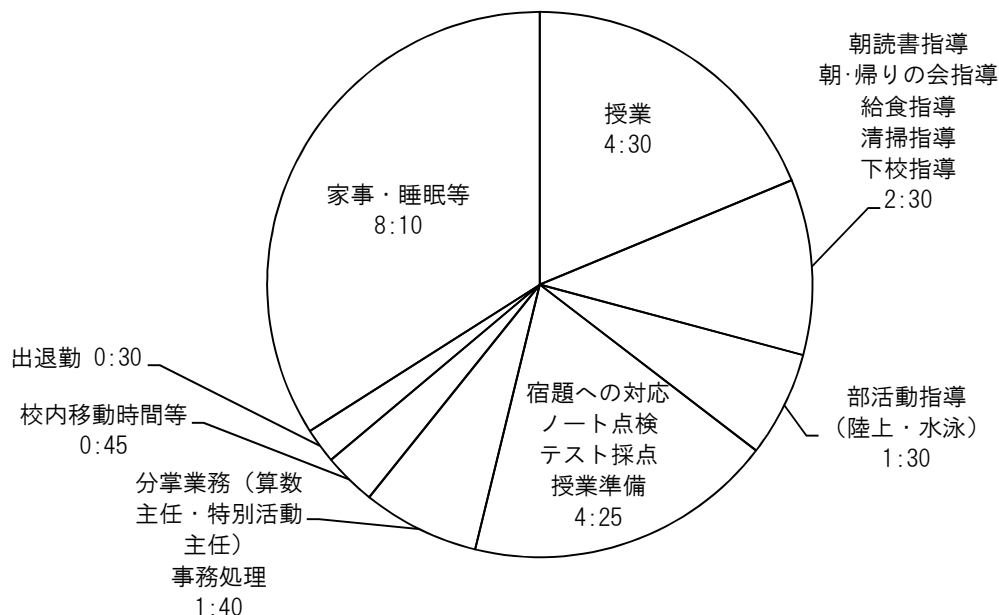
	豊かな心の育成 【道徳・特別活動等】	健やかな 体の育成 【体育・部活動等】	通学路等の 安全確保
諸外国	<p>【給食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食スタッフや補助職員が担当。(英) 専任スタッフが盛りつけ、配膳、片付けを実施。(伊) 子供が食べたいものを選び、食べ残すことも自由。(米) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知育は学校、徳育(しつけ)は家庭・教会の区分が厳格。(仏) 掃除は清掃員が実施。(独、米) 	<ul style="list-style-type: none"> 体育は、週に1時限のみで、スポーツ団体と連携。(伊) 放課後のスポーツ活動は、地域のサッカークラブ等で実施。(独・仏) 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちはスクールバスで登下校。(米) 学校の登下校は必ず保護者やベビーシッターが付き添い。(伊・仏)
日本	<ul style="list-style-type: none"> 給食、掃除や学校行事その他一連の活動が、豊かな心の育成にも貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程外では学校部活動の実施が一般的。 <p>※ 部活動指導に従事する教員の約半数が保健体育担当以外かつ担当競技の経験なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等の安全確保に教員が参画。

(出典) ・外務省HP・・・(イタリ)ピステリ小学校(2013年)、(米国)クラレンドン小学校(2014年)、エルマリノ・ランゲージスクール(2014年)
 ・「新版 世界の学校」2014年 二宮皓編著、学事出版
 ・公益財団法人日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(平成26年7月)

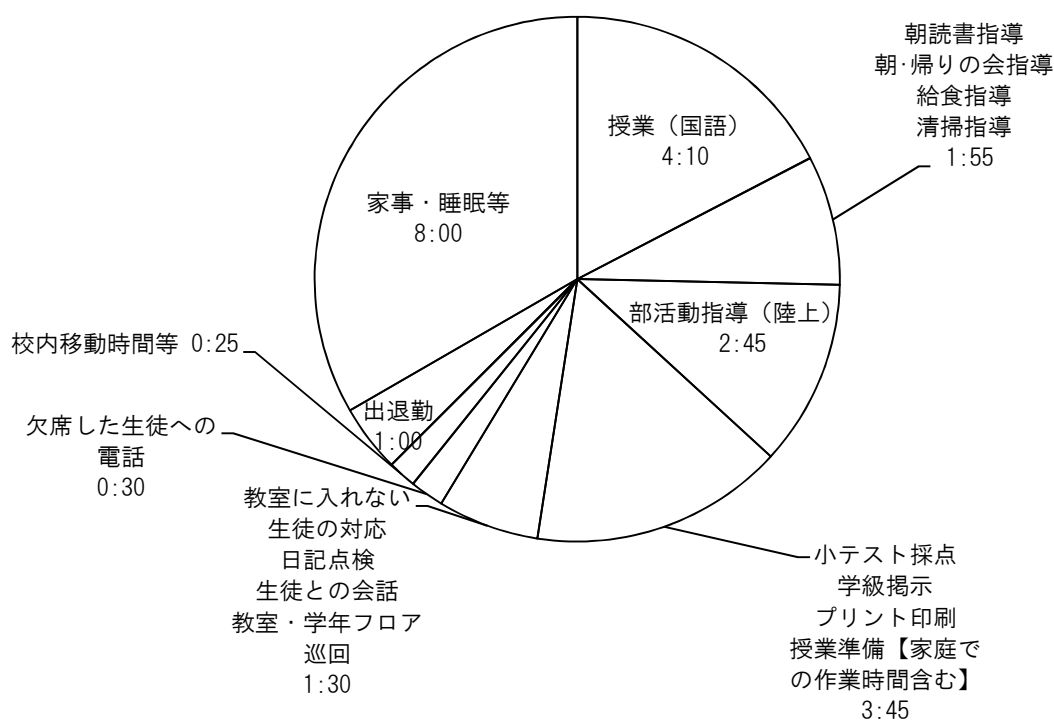
教員の 1 日（24 時間）に占める活動の分析（単位：時間・分）

※授業に始まり、教員が直接的に担う必要のある優先順位の高い業務から時計回りで配置した。

【表 1】小学校 6 年担任教員（20 歳代男性）

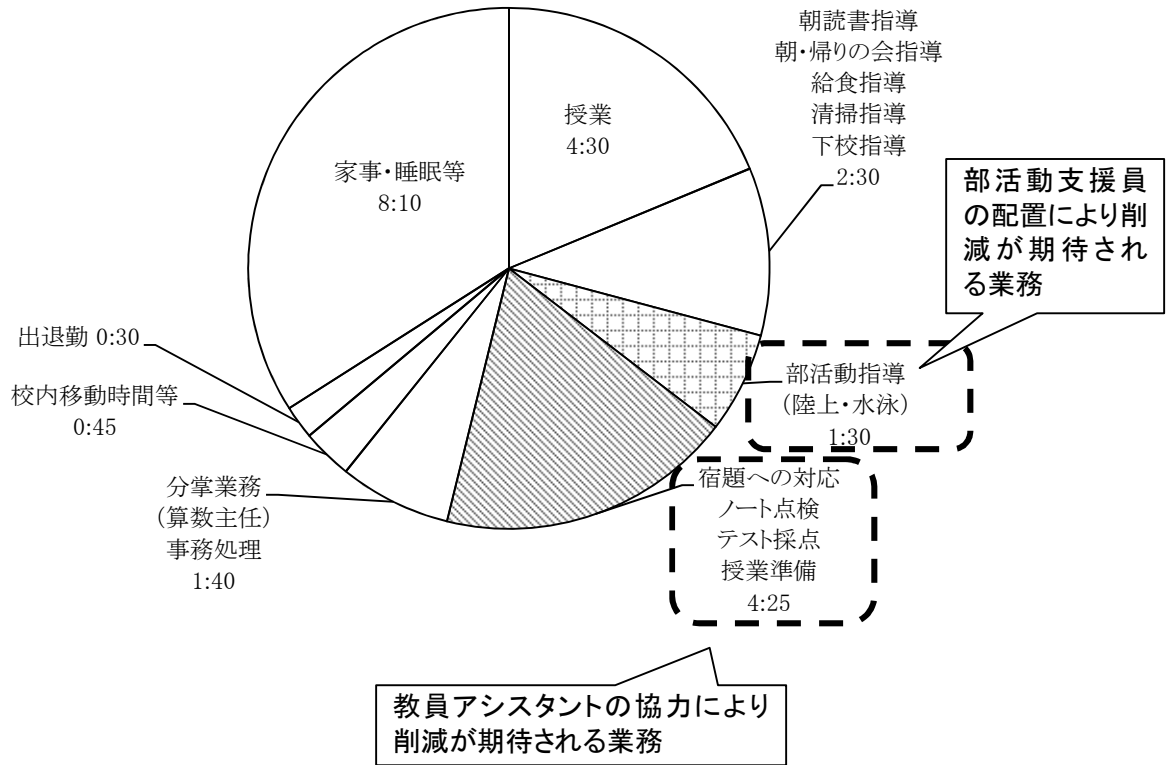


【表 2】中学校 1 年担任教員（20 歳代女性）

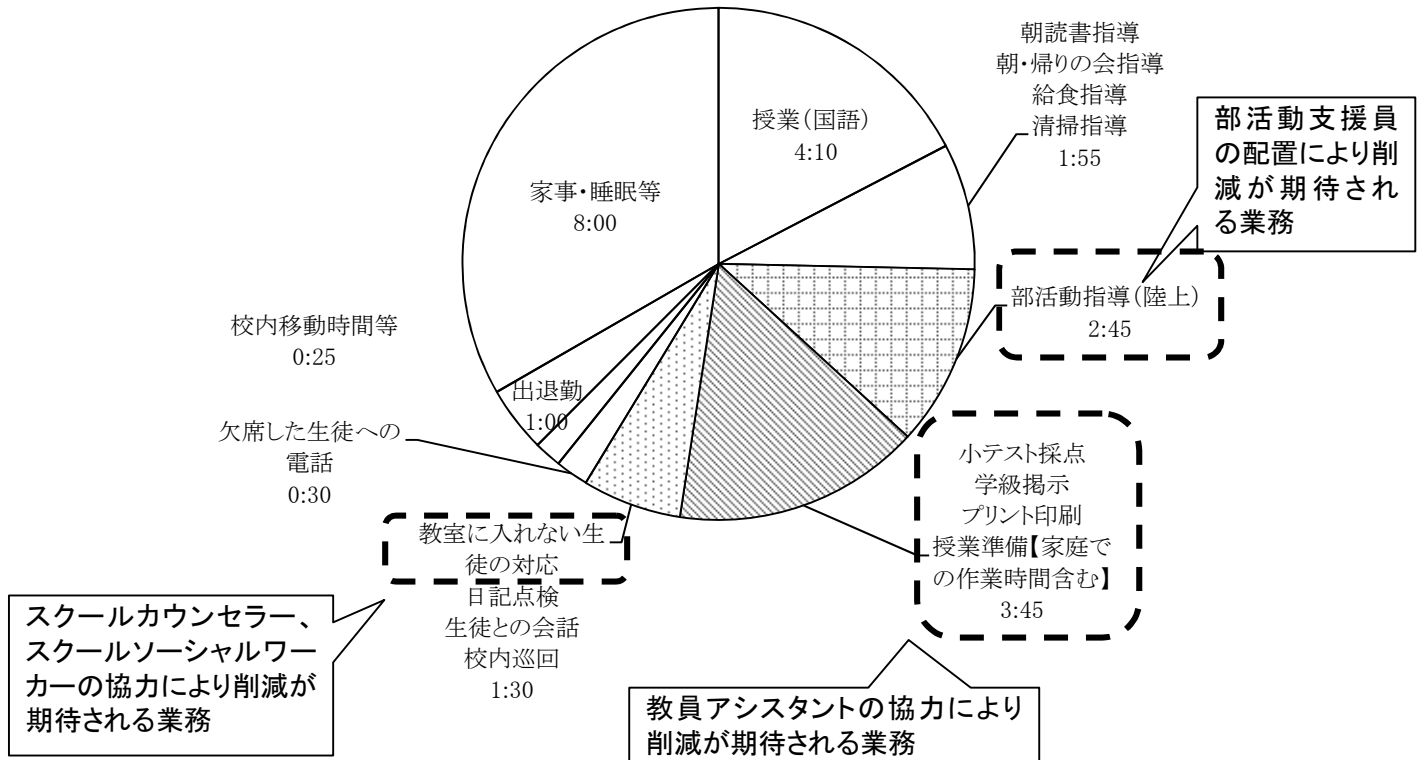


取り組み例を導入することで削減される効果

【表 1'】 小学校 6 年担任教員 (20 歳代男性)



【表 2'】 中学校 1 年担任教員 (20 歳代女性)



(2) 協議事項「コミュニティ・スクールの推進」について

1 概要等

- ▶ 第 3 次浜松市教育総合計画に基づき、地域とともにある学校づくりを目指すため、学校・地域・保護者が連携し学校運営を進める仕組みであるコミュニティ・スクール※について、推進モデル校での実施検証を行っている。
※「学校運営協議会」を設置した学校
- ▶ 本年 4 月、社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）の改正に伴い、コミュニティ・スクールの取組における社会教育分野との密接な連携体制や基盤整備の構築の重要性が色濃く打ち出された。

2 「市民協働の推進に関する研修会」の開催について

関係法令の改正概要に対する理解を深めるとともに、今後における本市の庁内連携協力体制のあり方を考える機会とするため、関係課所属職員を対象とした研修会を下記のとおり開催した。

- (1) 日時 平成 29 年 8 月 30 日（水）午後 1 時 10 分～午後 4 時 00 分
- (2) 会場 浜松市役所 本館 8 階 全員協議会室
- (3) 参加者 学校教育部の全課、コミュニティ・スクールの本格導入にあたり調整を必要とする課及び社会教育施策所管課など 14 課 36 人
- (4) 内容
 - 講演 1 テーマ：地域学校協働活動の推進について
講 師：文部科学省生涯学習政策局 社会教育課
地域学校協働活動企画係長 山下 邦子 氏
 - 講演 2 テーマ：学校運営協議会制度の改正を踏まえた対応について
講 師：文部科学省初等中等教育局 参事官(学校運営支援担当)付
学校運営支援企画官 藤岡 謙一 氏

3 今後の課題

- (1) 学校運営協議会制度導入に向けての制度設計
 - ア 既存制度等の見直し
類似する制度等との整理について、本年度は、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行に向けた協議を行っている。
 - イ 学校運営協議会規則の制定
地教行法に基づく学校運営協議会の設置に向けて、平成 31 年度内に学校運営協議会規則を制定する。
 - ウ 市立小・中学校への設置年次計画の作成
学校運営協議会規則に基づいた段階的な学校運営協議会の設置について、平成 32 年度からの年次計画を作成する。
- (2) 地域学校協働活動の推進に向けた市長事務部局関係各課との連携
 - ア 基盤整備と役割分担の確立
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の密接な連携・推進に向けた基盤整備と役割分担を構築する。
 - イ 地域学校協働活動のあり方
地域学校協働活動の推進にかかる実施体制（地域学校協働本部）のあり方について協議を行う。

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

— パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現 —

